

鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の自家用車の公務使用に関する規程

平成19年6月1日

訓令第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員が自家用車を公務の遂行のために使用するときの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める職員をいう。
- (2) 自家用車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自家用車のうち、職員本人が所有(使用)するもの又は職員の配偶者若しくは父母の所有(使用)するもので承諾書(様式第1号)により承諾を得たものをいう。
- (3) 出張 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年2月1日鳥取県後期高齢者医療広域連合条例第11号)(以下「旅費条例」という。)第2条第1項に規定する出張をいう。

(使用の承認)

第3条 職員は、自家用車を公務に使用しようとするときは、あらかじめ、自家用車の公務使用承諾書(様式第2号)を提出しなければならない。

- 2 承諾を受けた職員が当該自家用車について変更を生じた場合は、直ちに、自家用車の公務使用変更申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
- 3 前2項の申請をする場合には、下記の書類を添付しなければならない。ただし、第2項の申請においては変更に係る書類とする。

- (1) 申請者の運転免許証の写し
- (2) 当該自家用車の車検証の写し
- (3) 自動車保険の証書の写し
- (4) その他広域連合長が必要とする書類

- 4 広域連合長は、第1項及び第2項の申請があったときには、申請の内容について第4条に規定する基準に基づいて審査し、疑義がないときに限り承認する。

- 5 前項の規定により承認した場合は、該当職員に自家用車の公務使用(変更)承認書(様式第4号)を交付しなければならない。

(承認の基準)

第4条 広域連合長は、前条第1項及び第2項の申請があったときは、その内容が次に定める要件を備えていると認められる場合に限り、承認することができる。

- (1) 当該職員が1年以上の運転経験があり、かつ、過去1以内において道路交通法に違反する事実を理由として懲戒処分を受け、又は同法第6章第6節の規定により免許の取消し、停止等の処分を受け、若しくは同法第8章の規定により刑罰に処せられたことがないこと。

(2) 当該自家用車の運行によって他人の生命又は身体を害したときの損害補償について、無制限の自動車保険契約を締結していること。

(3) 当該自家用車の運行によって他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について、1,000万円以上の自家用車保険契約を締結していること。

(自家用車による出張)

第5条 第4条の規定により、承認を受けた自家用車を使用して出張（以下「自家用車による出張」という。）をしようとするときは、あらかじめ、出張命令簿の交通機関の欄に「自家用車」と記入し、出張命令権者の許可を受けなければならない。

2 自家用車による出張は、通常の交通機関を利用した場合において公務の遂行が著しく遅延し、又は困難であると認められる場合及び公用車の使用が不可能な場合に許可するものとする。

(損害の補償)

第6条 職員が自家用車による出張をし、自己の故意又は過失なくして当該自家用車に損害を受け、その損害の原因について責めに任ずべき者が存在しないときは、広域連合は、その損害を補償する。

(交通事故の場合の措置)

第7条 職員が自家用車による出張をし、当該車両の交通による人の死傷、又は物の損壊（以下「交通事故」という。）があった場合は、道路交通法第72条第1項に規定した措置をするとともに、直ちに当該交通事故の実情を所属長に報告しなければならない。

(損害賠償の求償)

第8条 職員が自家用車による出張により生じた不法行為について、広域連合が民法（明治29年法律第89号）第715条の規定によって損害を賠償した場合において、当該自家用車の使用につき、職員に故意又は重大な過失があったときは、広域連合は、当該職員に対して求償権を行使するものとする。

(旅費)

第9条 職員が自家用車による出張をした場合においては、旅費条例による旅費を支給する。

附 則

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

承 諾 書

鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の自家用車の公務使用に関する規程による自家用車について、私が所有（使用）する自家用車について、申請者が公務で使用すること及び同規程第8条の損害を広域連合に与えた場合は、連帯責任を負うことを承認します。

年 月 日

申請者

所属

職名

氏名

⑩

自家用車所有（使用）者

住所

氏名

⑩

申請者との続柄（ ）

様式第2号（第3条関係）

自家用車の公務使用承認申請書

年 月 日

鳥取県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 様

所属
職名
氏名 ㊟

鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の自家用車の公務使用に関する規程第3条第1項の規定に基づき、申請します。

自動車登録番号	
免許の種類	普通 1種 2種 その他（ ）
免許取得年月日	
自動車保険の種類・ 金額及び保険会社名	対人賠償保険 保険金の額 円 対物対象保険 保険金の額 円 保険会社名 （ ）
添付書類	1 申請者の運転免許証の写し 2 該当自家用車の車検証の写し 3 自動車保険の証書の写し 4 その他広域連合長が必要と認める書類

様式第3号（第3条関係）

自家用車の公務使用変更申請書

年 月 日

鳥取県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 様

所属

職名

氏名

㊞

平成 年 月 日付で承認された自家用車の公務使用に関して下記のとおり
変更が生じたので、申請します。

	変更前	変更後
登 録 番 号		
免 許 の 種 類		
免 許 取 得 年 月 日		
対 人 賠 償 保 険 金 額		
対 物 賠 償 保 険 金 額		
保 険 会 社 名		

様式第4号（第3条関係）

自家用車の公務使用（変更）承認書

年 月 日

所 属

職 名

氏 名

⑩

鳥取県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

平成 年 月 日付で申請（変更）のあった件については、申請のあったとおり承認します。